

## 三会公益通報者保護協議会シンポジウム 「ガバナンスとしての公益通報システムの課題 ～公益通報者保護法改正の視点と論点、弁護士役割～」報告

公益通報者保護特別委員会委員 松田 育子 (66期)

### 1 シンポジウム概要

本年2月7日、弁護士会館において、標記のシンポジウムが開催された。

第一部は、東京大学社会科学研究所の田中亘教授から「公益通報者保護制度：その意義およびガバナンスとの関係」についてご講演いただいた。第二部は、海外の動向（EU指令）を紹介するとともに、公益通報者保護法の改正の動向を踏まえ、これに関連する論点についてパネルディスカッションを行った。

なお、本シンポジウム開催後の3月6日、第201回国会に「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という）が提出された。本シンポジウム開催時点では改正法案は公表されていなかったこと及び本記事作成時点では同法案が審議中であることについて、留意していただきたい。

### 2 第一部 講演「公益通報者保護制度：その意義およびガバナンスとの関係」

現行の公益通報者保護法の概要及び存在意義、法改正の議論等について触れたうえで、特に以下の事項について、解説がなされた。

#### (1) 内部通報体制

内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という）が従業員数300人を超える民間事業者及び行政機関に対し内部通報体制の整備を義務づけるべきと報告したこと及び内部通報制度に関する認証制度が既に導入されていること等が紹介された。

#### (2) 公益通報者保護とガバナンスの関係（特に内部通報体制）

内部通報体制は、内部統制システムの一内容と解されることから、善管注意義務として内部統制システム構築義務を負う取締役は、同義務の一内容として、内部通報体制を整備すべき義務も負うと解される旨、解説がなされた。また、法改正により、仮に従業員数300人を超える民間事業者に対し内部通報体制の整備が義務づけられた場合、かかる事業者に該当する会社の取締役は、善管注意義務ないし法令遵守義務によって、内部通報体制の整備義務を会社に対して負うことが明確になる旨、指摘があった。

#### (3) 企業グループにおける内部通報体制

会社法上明文の規定はないものの、親会社取締役は、親会社に対する善管注意義務の内容として、子会社の業務を監視・監督する義務を負うと解する見解が有力である旨、解説がなされた。2019年6月に公表された経済産業省のグループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（以下「グループガイドライン」という）においても、「親会社の取締役会は、グループ全体の内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、子会社を含めたその構築・運用状況を監視・監督する責務を負う」旨、定められている（グループガイドライン69頁）。グループ全体の内部統制システムとしてどのようなものを整備するかについては、取締役に応じた裁量が認められる旨、指摘があった。

また、グループ相談窓口を設けていた親会社の責任が争われた事例（イビデン事件。最高裁平成30年2月15日判決（判時2383号15頁））について解説がなされた。

### 3 第二部 パネルディスカッション

#### (1) パネリスト

田中教授に加えて、一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部本部長の小畑良晴氏、林尚美弁護士（大阪弁護士会）がパネリストとなり、活発な議論が行われた。コーディネーターは、樋口千鶴会員が担当した。

田中教授は、消費者庁による公益通報者保護法の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループの委員を、林弁護士は専門調査会の委員を、それぞれ務めている。

#### (2) 公益通報者保護法改正に関連する論点

##### ア 2号通報の保護要件

行政機関に対する通報（いわゆる2号通報）の保護要件として、現行法上、いわゆる真実相当性が要求されているが、従前より、これは厳格に過ぎるとの批判があった。これに関して、専門調査会が2号通報の保護要件を緩和する方向で概ね合意したこと、EU指令における通報の類型や保護要件等が紹介された。また、単なる憶測や伝聞に基づく通報により事業者の正当な利益が害されないよう、仮に保護要件を緩和するとしても、真実性による何らかの絞りをかけるべきとの意見が出された。

なお、改正法案においては、2号通報として、真実相当性がある場合の通報の他、通報者の氏名等を記載した書面を提出する場合の通報が追加されている（3条2号後段）。

##### イ 内部通報体制の整備義務

民間事業者に対する内部通報体制の整備義務について、仮にかかる義務が導入されたとしても、どんな内部通報体制を整備するかについては事業者に裁量が認められるべきであるとの意見があった。また、実効的な内部通報体制を整備するための様々な方策が紹介された。

なお、改正法案においては、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務づけている（ただし、従業員数300人以下の中小事業者については努力義務）

（11条）。

##### ウ 通報担当者の守秘義務

通報者が安心して通報ができるよう、通報窓口担当者に守秘義務を課す旨の改正が検討されている。

仮に守秘義務が導入された場合に事業者の執りうる具体的な対策や、EU指令では罰則付きの守秘義務が導入されていること等が紹介された。

罰則付きの守秘義務の導入については、これを画期的であると評価する意見と、これにより担当者のなり手がいなくなること等を懸念する意見とがそれぞれ出された。

なお、改正法案においては、内部調査等に從事する者に対する通報者を特定させる情報の守秘義務及び同義務違反に対する刑事罰（30万円以下の罰金）が導入されている（12条、21条）。

##### エ 不利益処分に対する行政措置

事業者による不利益取扱いの抑止の観点から、通報を理由として通報者に対し不利益な取扱いをした事業者に対する行政措置を導入する旨の改正が検討されている。これに関して、EU指令においては通報に対する報復が禁止され、報復に対しては罰則が設けられている旨、紹介された。また、事実認定（公益通報該当性、通報を理由とする不利益取扱いであること等）の難しさを懸念する等の意見が出された。

なお、改正法案においては、行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）が導入されている（15条、16条）。

### 4 シンポジウムを終えて

基調講演は、公益通報制度、特に内部通報体制とガバナンスとの関係について、理論的な観点から学ぶ貴重な機会となった。また、パネルディスカッションは、改正法案により要求される事業者が執るべき対応に関して考えるうえで、非常に役立つ内容であった。今後、改正法案の審議の経過について、注視する必要がある。